

# 理事会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人大泉名水会（以下「当法人」という。）の理事会の運営について定めるものとする。

### (出席)

第2条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

2 監事は、必要があると認めるときは、理事会において意見を述べなければならない。

## 第2章 理事会の議事

### (議長)

第3条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、理事長が特別の利害関係を有する議案に関しても同様とする。

### (理事会の運営)

第4条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

4 理事会の目的である事項に係る議案につき特別な利害を有する理事は、当該議案の審議及び決議に加わることができない。理事は、議案につき特別な利害を有すると思料するときは、当該議案の審議に先立ち、議長にその旨を申し出なければならない。

5 議長は、出席した理事が理事会の目的である事項に係る議案につき特別な利害を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

### (関係者の出席)

第5条 議長は、必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

### (議事録)

第6条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、別表に掲げる場合の区分に応じ、当該別表に定める事項を記載し、

出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

(議事録の回覧)

第7条 議長は、理事及び監事全員に対して、議事録の写しを回覧するものとする。

### 第3章 事務局

(事務局)

第8条 理事会の事務局には、事務所長が当たる。

### 第4章 雑則

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。(令和4年10月1日理事会決議)

別表

#### 議事録記載事項

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 4 出席した理事及び監事の氏名
- 5 議長の氏名

以上